

## 株券廃止公告

平成20年12月15日

株主および登録株式質権者 各位

東京都中央区日本橋人形町一丁目1番10号  
更生会社トスコ株式会社  
管財人 土岐 敦司

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、「決済合理化法」といいます。)附則第6条第5項の定めに基づき次のとおり公告いたします。

決済合理化法附則第6条第1項が、平成21年1月5日に施行され、同日をもって株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされることに伴い、同日をもって当社の株券は無効となります。

以上